

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月30日

【事業年度】 第19期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

【会社名】 フィールズ株式会社

【英訳名】 FIELDS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大屋 高志

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区円山町3番6号

【電話番号】 03(5784)2111（代表）

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区円山町3番6号 E・スペースタワー

【電話番号】 03(5784)2111（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役計画管理本部長 山中 裕之

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第19期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項に関し、一部追加で記載することが望ましいと判断し、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

（1）～（4） <省略>

（訂正後）

（1）～（4） <省略>

（5）取締役の定数

当社は、取締役を10名以内とする旨を定款に定めております。

（6）取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨も定款に定めております。

（7）株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項及びその理由

①自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

-

②中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。